

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔役務の提供等〕

令和5年度の実施方針

令和5年3月



国土交通省 関東地方整備局

I . 役務の提供等(企画競争方式)	3
I - 1. 企画競争方式の対象業務	4
I - 2. 企画競争方式の令和5年度実施方針	5
補足説明資料	9
II . 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	15
II - 1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	16
II - 2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和5年度実施方針	17
III . 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	20
III - 1. 参加者の有無を確認する公募の概要	21
III - 2. 参加者の有無を確認する公募の令和5年度実施方針	22

I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

【1】高度な企画立案を要する業務

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

【高度な企画立案を要する業務の例】

- | | |
|---|---|
| <p>①パンフレット・ビデオ作成</p> <ul style="list-style-type: none">・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作 <p>②ホームページ作成</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページの作成に関わる企画・編集 | <p>③イベント</p> <ul style="list-style-type: none">・催事の開催に関わる企画・運営・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営 <p>④新聞掲載</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営 |
|---|---|

【2】高度で高い信頼性を要する業務

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- | | |
|---|--|
| <p>①情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none">・迅速性・信頼性を要する情報提供業務 <p>②情報システム</p> <ul style="list-style-type: none">・情報処理システムの開発・改良を行う業務 | <p>③研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none">・研究・開発を行う業務 <p>④不動産鑑定</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産鑑定の評価を行う業務 |
|---|--|

※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの

※平成18年8月25日付け『公共調達の適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたこと受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証

- 一者応札となりそうな案件については、『契約手続開始前』に複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置を検討・実施。『契約手続終了後』効果検証を行い、効果が見られた対策をイントラに公表する。
- 入札説明書を受理したにもかかわらず入札参加しなかった者へアンケートを実施し、不参加の理由を把握する。
- **これまで実施していた一者応札の要因検証に加え、継続性がある業務で一者応札となった案件については、次年度発注の一者応札解消に向けた対策を検討させ、次年度に着実に引き継ぐことで、PDCAサイクル(事前検証→ヒアリング→事後検証→事前検証)の体制構築を図る。(補足説明資料P.9参照)**
 - ・ 参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を実施。
 - ・ 業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善を実施。
 - ・ 改善が図られた案件について、事例を取りまとめてイントラに掲載し、ノウハウの共有を実施。

1-2 複数年契約などの予算措置

- 一者応札となりそうな案件については、複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置として、業務の性質上可能と判断されるものは、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため複数年契約の予算措置を検討する。
 - ・ 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

1-3 Web会議を活用したヒアリングの実施(試行)(R5.4~)

- **企画提案書のヒアリングについて、感染症対策として原則実施しない運用としてきたが、必要に応じて実施することとし、Web会議による実施も可能とする。**

2. 効率的な事務手続きへの取り組み

2-1 業務の内容に応じた対応

○ システム改良業務等、一者応札が続く複数者応札が見込めない業務は、業務内容を明示して他の参加者がいないか確認する「参加者の有無を確認する公募手続」に順次移行する。

- ・ H25年度から1者応札が続く案件について参加者有無確認公募への移行を継続実施。

2-2 第三者による審議の効率的運用

○ 「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)において、標準的な評価様式を使用する場合は、審議の省略を可能とする。

○ 「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において、企画提案書の提出が1者の場合は、審議の省略を可能とする。

※ 企画提案が的確性、実現性に著しく欠ける場合で、特定しない場合は、審議を実施。

○ 「参加者の有無を確認する公募」において、企画競争に移行した際に標準的な評価様式を使用する場合は、「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)の審議の省略を可能とする。

- ・ H25年度から標準的な評価方法で実施する場合の年度当初一括審議・以後省略を継続実施。
- ・ 「参加者の有無を確認する公募」においても標準的な評価様式を使用する場合の審議の省略を適用。

2-3 入札説明書における評価項目等

○ 標準的な評価点について、これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。

また、配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。(補足説明資料P.10~14参照)

3. 品質確保に関する試行

3-1 業務成績評定の試行

1) 目的

受注者の適正な選定の確保及び品質確保の促進を図るため、業務成績評定(試行)を行い、活用方策の検討を行う。

2) 実施状況

H28年度より試行を開始。H30年度に新様式へ変更。
R5年度を最終年度として試行を継続し、R5年度末迄に活用方策の有無を決定する。

3) 対象業務

【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成 : ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集
・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成 : ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント : ・催事の開催に関わる企画・運営
・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載 : ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ②情報システム : ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ③研究・開発 : ・研究・開発を行う業務

※「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

※「④不動産鑑定」は成績評定対象外。

3. 品質確保に関する試行

3-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年度	発注部署	件名	業務概要	資格要件		特定テーマ	契約締結日	契約社名	契約金額	落札率	企画提案者数	分類	備考
R3	●事務所	…新聞掲載業務	……	…	…	効果的な…方法について	4/1	(株)ABC	…	99%	3	新聞掲載	
R4	△部	…運営補助業務	……	…	…	効果的な…留意点について	4/1	(株)XYZ	…	97%	1	イベント	

事前・事後の検証におけるPDCAサイクルの体制構築

- 継続性がある業務で一者応札となった案件については、次年度発注の一者応札解消に向けた対策を検討させ、次年度に着実に引き継ぐことで、PDCAサイクル(事前検証→ヒアリング→事後検証→事前検証)の体制構築を図る。
- 事務局にて検証結果の分析・検証を行い、取り組み強化を図る。

検証結果の報告様式(赤字:見直し)

1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証			1-2 複数年契約などの予算措置	
項目	複数者応募となるように実施した対策(事前検証) ※継続性のある業務は過年度の事後検証を踏まえ検証	企画提案書の提出者が1者の業務で、説明書受領者が複数あった場合での、応募しなかった理由。(事業者を確認)	今後複数者応募とするための対策(事後検証) ※継続性のある業務のみ対象	複数年契約の検討結果
記入例	<ul style="list-style-type: none"> ・発注方法等を●●から●●に見直した。 ・特定テーマを●●として応募環境を拡大等した。 ・公告期間を●日から●日に延長した。 ・資格要件を●から●に緩和した。 ・仕様書の記載を●から●にして条件を明確等にした。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の実績を持つ技術者を配置出来なかった。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・発注方法等を●●から●●に見直す。 ・特定テーマを●●として応募環境を拡大する。 ・公告期間を●日から●日に延長する。 ・資格要件を●から●に緩和する。 ・仕様書の記載を●から●にして条件を明確にする。 など	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は●●であり、複数年契約が可能と判断されたため、予算を措置した。 ・本業務は●●のため、複数年契約は不可能と判断される。 など

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

【見直しのポイント①】

標準的な評価点について、これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。

■「高度で高い信頼性を要する業務」の場合（「高度な企画立案を要する業務」の場合も同様）

①企画競争方式（H27年度以前）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	35
合計		50

企画競争の評価基準

企画競争の評価基準の中にWLBの評価基準を入れると、企画競争の評価基準の考え方（企業の設備等条件・技術力及び技術者の実績・能力の評価で3割）が成立しない。

②企画競争方式+WLB推進（H28年度以降〔現行〕）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
WLB推進	3	15.9
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	37.1
合計		53

WLBの評価基準
企画競争の評価基準

③企画競争方式+WLB推進（R5年度見直し）

評価項目	比重	割合
企業の評価	-	3割
配置予定技術者の評価	15	15
業務実施方針等	20	7割
特定テーマ	15	35
取組指針（WLB推進）	3	3
合計		53

企画競争の評価基準
+
WLBの評価基準

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

【見直しのポイント②】

配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。

■「高度で高い信頼性を要する業務」の場合（「高度な企画立案を要する業務」の場合も同様）

評価項目		評価の着眼点	現行				R5年度見直し				
			必須：○ 選択：△	配点の比重	配点 (按分)	配点の割合 (按分)	必須：○ 選択：△	配点の比重	配点 (按分)	配点の割合 (按分)	
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	/	/	/	△	/	/	/	
	地域性	地理的条件	△	/	/	/	△	/	/	/	
	設備等条件	①必要な設備等の有無	△	5	2.4	3割 15.9	△	5	5	3割 30	
	技術力	②専門分野の技術職員の状態	△	5	2.4		△	5	5		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○	3	1.4						
	フリー項目		△	/	/		△	/	/		/
配置予定技術者の評価	資格要件	③技術者資格	△	5	2.4		△	5	5		
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	15	7.3		○	15	15		
	フリー項目		△	/	/	△	/	/	/		
	専任制	手持ち業務量	○	/	/	○	/	/	/		
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	/	/	○	/	/	/		
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○	20	21.2	○	40	40	7割 70		
特定テーマに対する企画提案			○	15	15.9	○	30	30			
参考見積り	参考見積りの妥当性		○	/	/	○	/	/	/		
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○	5	2.4	○	5	5	5		
配点の合計				53	53			105	105		

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

1. 企画競争方式の標準的な評価点(高度な企画立案を要する業務) (R5年度見直し)

評価項目		評価の着目点	高度な企画立案を要する業務			備考	
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重		配点の割合 配点
配置予定技術者の評価	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	20	2割 20	※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、5億円以上、10件未満であること。
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること			
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		32	8割 80	ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
特定テーマに対する企画提案			○		48		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性		
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		5	5	(当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。
配点の合計						105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

2. 企画競争方式の標準的な評価点(高度で高い信頼性を要する業務(情報システム、研究・開発)) (R5年度見直し)

評価項目		評価の着目点	高度で高い信頼性を要する業務				備考	
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合 配点		
企業の評価	業務実績	同種・類似業務の実績	△	業務の実績を有すること			※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。) ※設定時には参加可能者が複数いることを確認しておく。 ※特段の必要性がない限り設定はしない。 (緊急時対応など業務上必要不可欠な場合に限り設定。)	
	地域性	地理的条件	△	本・支店・営業所が所在				
	設備等条件	必要な設備等の有無	△	業務に必要な設備を有すること	5	3割 30		※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。
	技術力	専門分野の技術職員の状況	△		5			※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。
	フリー項目		△					※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。
配置予定技術者の評価	資格要件	技術者資格	△	業務に必要な資格を有すること	5	7割 70	※業務の内容から必要不可欠な場合に条件を明確にし設定。	
	業務経験	同種・類似業務の実績	○	業務の実績を有すること	15		※過去10年間、原則1件。(ヒアリングを通じて内容を再確認。)	
	フリー項目		△				※特段の必要性がない限り設定はしない。 ※客観的に評価できる項目とする。	
	専任性	手持ち業務量	○	専任性が確保できること			(目安)手持ち業務量、5億円以上、10件未満であること。	
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	○	業務の実施体制が適切であること				
業務実施方針・実施フロー・工程表・その他			○		40		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。	
特定テーマに対する企画提案			○		30		ヒアリングを通じた評価を本項目に反映する。	
参考見積り	参考見積りの妥当性		○		参考見積りの妥当性			
取組指針	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		○		5	5	(当該認定に該当する場合のみ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況(該当することを証明する書類(認定通知書の写し等))の提出を求め、その認定度合いにより加点する。	
配点の合計						105	(選択項目を選択した場合にも、配点は基本的に変更しない。)	

※特定テーマについては、1テーマを基本とし、業務内容に応じてテーマを追加する。

【補足説明資料】企画競争方式の標準的な評価点の見直し

3. 企画競争方式の標準的な評価点(高度で高い信頼性を要する業務(不動産鑑定評価業務))

※不動産鑑定評価業務は変更なし

評価項目		評価の着目点	【高度で高い信頼性を要する業務】 (不動産鑑定評価業務)				備 考
			必須:○ 選択:△	参加資格	配点の比重	配点の割合 配点	
企業の 経験及び能力	業務実績	同種又は類似業務の実績	○	業務実績を有すること			標準として過去10年間、1件以上の業務実績があること。
	地域性	本支店・営業所の有無	△	本・支店・営業所が存在すること			*特段の必要性がない限り設定はしない。
配置予定技術者の 業務経験及び能力	資格要件	配置予定技術者の保有資格	○	業務に必要な資格を有すること			不動産鑑定士
	業務経験	同種又は類似業務の実績	○		35	35% 35	①地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 ②鑑定評価実績
業務の実施方針及び手法		業務実施方針	○		65	65% 65	
取組指針		ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	○		5	5	
配点の合計						105	

Ⅱ．役務の提供等

（総合評価落札方式（一般競争））

【1】関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達

『政府調達手続に関する運用指針等について』(平成26年3月31日 関係省庁申合せ)に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、
予定価格1億2千万円を超える案件
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良、保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、
予定価格5千8百万円を超える案件
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

【2】国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達

財務大臣との協議に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。出力機器(プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機)の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

1. 1者応札への対応

1-1 資格要件の緩和

○可能なものについて、さらなる資格要件の緩和を図る。

- ・ 資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行い、門戸拡大。

1-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

- ・ PCの賃貸借において、賃貸借期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

2. 競争環境の確保

2-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果物の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

2-2 リスク分担の明示を実施

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

2-3 複数年度契約の検討

○数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。

3. その他

3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

- 対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置。

3-2 提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置

○関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)を行う。

- 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。

Ⅲ. 役務の提供等

(参加者の有無を確認する公募)

Ⅲ－1. 参加者の有無を確認する公募の概要

平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」（平成18年6月13日）により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理（H20より）、揚排水ポンプ設備修繕工事等（H27より）

平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘（発注方式の再検討）を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行
- ・参加者の有無を確認する公募に移行した件数(役務の提供) 令和3年度 1件、令和4年度 4件

〈参考〉参加者の有無を確認する公募に移行した件数(コンサルタント等業務)令和3年度 1件、令和4年度 1件

現在の運用

■ 役務の提供等

- ・過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。
- ・引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

〈参考〉

■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。

Ⅲ－2. 参加者の有無を確認する公募の令和5年度実施方針

1. 競争環境の確保及び品質の向上

1－1 発注方式の見直し

○過年度より1者応札が継続(5年を目安)している案件について、「参加者の有無を確認する公募」へ検討のうえ移行しているが、3～5年を目安として従前の発注方式に戻した発注手続きを検討する。